

知的財産庁 (ルクセンブルク) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 LU. I
特許願書様式	附属書 LU. II

略語のリスト

国内官庁：	知的財産庁（ルクセンブルク）
L 77：	PCTを施行する1977年5月27日の法律
L P L：	特許制度を改正する1992年7月20日の法律
R 78：	1978年5月25日の大公国規則
R P 97：	特許手続及び行政上の様式に関する1997年11月17日の大公国規則
R T 97：	特許手数料及び料金を定める1997年11月17日の大公国規則

指定（又は選択）官庁 LU	知的財産庁 (ルクセンブルク) 国内段階に入るための要件の概要	概要 LU
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から20か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	EUR 25	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語 ² 、フランス語又はドイツ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	認める	
国内手数料 ¹	通貨：ユーロ（EUR） 出願手数料 …………… EUR 40 第3年度の年金 ³ …………… EUR 33	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	受理官庁としての知的財産庁（ルクセンブルク）に国際出願が行われた場合，出願手数料の支払は不要	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間の経過後1か月以内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 ただし英語で出願を行う場合には、ドイツ語又はフランス語による請求の範囲の翻訳文が要求される。
- 3 出願日の2年目の応当日前に支払わなければならない。

LU	知的財産庁 (ルクセンブルク) (続き)	LU
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び居住国 ⁵ 出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡証書 ⁵ 出願人が欧州経済領域内に居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	ルクセンブルクで手続を行うことを登録された弁理士又はルクセンブルク法曹界の構成員、並びに欧州経済領域の加盟国で登録されている特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

LU. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書LU. II 参照）。

LU. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

LU. 03 手数料の支払方法

概要及び本編に表示する手数料の支払方法は附属書LU. I に概説されている。

LPL Art. 30(6)

RP Art. 13

LU. 04 発明者の氏名及びあて名

国際出願の願書部分に表示されている場合を除き、発明者の氏名及び居住国を届け出なければならない。出願人又は代理人は、このデータを単純な書簡又は自身の様式によって国内官庁に提供することができる。認証は要求されない。期間については概要を参照されたい。

L77 Art. 8

RP Art. 14(4)

LU. 05 優先権の譲渡証

先の出願を基礎とする優先権が主張されており、先の出願の出願人が国際出願の出願人と同一でない場合には、優先権の譲渡証を提出しなければならない。出願人又は代理人は、このデータを単純な書簡又は自身の様式によって国内官庁に提供することができる。認証は要求されない。期間については概要を参照されたい。

L77 Art. 6(2)

LPL Art. 67, 68

RT Art. 13

LU. 06 年金

年金は国際出願日の第3年度以降の各年について支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日が属する月の末日までに支払わなければならない。PCT第39条(1)(a)に基づき適用される30か月の期間内に支払期日となる年金は、30か月の期間満了前であれば、割増料を伴わずに支払うことができる。年金は、期日後6か月以内に、割増料を伴い支払うことができる。額については附属書LU. I を参照されたい。

PCT Art. 28

41

R78 Art. 10

LU. 07 出願の補正及びその時期

出願の保護範囲を拡張しないことを条件として、PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了から1か月以内に、出願人は発明の名称、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。補正は差替用紙又は新たな出願書類の全部を3通提出する方法により行い、管理手数料（附属書LU. I 参照）を支払わなければならない。

PCT Art. 25

PCT Rule 51

L77 Art. 9

LU. 08 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定から3か月以内に当該決定に対する審判を請求することができる。その後、国家委員会が審判について決定する。

LPL Art. 40

LU. 09 権利回復

出願人は、状況に応じて要求される注意を払っていたにもかかわらず期間を遵守しなかった場合、権利回復を請求できる。権利の回復の申請は、根拠とする理由を述べなければならず、遵守されなかった期間の満了から1年以内に行わなければならない。権利回復の申請が認められた場合、出願人は、権利回復手数料及び権利回復の決定を公報に公告するための手数料を支払わなければならない。

LPL Art. 70

LU. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

出願人の責に帰することのできない理由のために所定の期間内（LU.05参照）に年金を支払うことができなかった場合には、権利の失効から20か月以内に、回復を請求することができる。請求では、支払の遅延がその出願人の責に帰することができなかった理由を述べなければならない。回復請求を承諾する旨が決定された場合、出願人は回復手数料及び公報に回復の決定を公告するための手数料（附属書LU. I 参照）と共に、支払うべき年金及び割増料を支払うことが認められる。

様式（附属書LU. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 LU. II 特許願書様式

<https://patent.public.lu/bpp-portal/sites/default/files/2021-11/Form%20Luxembourg%20patent%20application.docx>